

資料提供
滋賀労働局発表 平成27年10月28日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 小林 弦太 主任安全専門官 佐藤 博士 電話：077-522-6650
----	--



## ストレスチェックと健康経営の説明会を開催

～ストレスチェック制度が県内1,800以上の事業場で義務化～

滋賀県と滋賀労働局（局長 辻 知之）は、多くの県内事業場でメンタルヘルス不調者が見られ、企業経営にとっても従業員の健康確保が重要となる中、ストレスチェック制度や職場の人ががんになったときの留意点の説明のほか、健康経営に関する講演を行います。

日 時：平成27年11月5日（木）13：10～16：20メド

場 所：栗東芸術文化会館 SAKIRA（さきら）中ホール（栗東市糺 2-1-28）

参加費：無料

次第（予定）：

- 13:10～ 開式（滋賀労働局 労働基準部長（稲葉 典行））
- 13:15～ 「ストレスチェック制度について」  
滋賀労働局 労働基準監督署 職員
- 14:10～ 「職場の人が がんになったら」  
滋賀県 健康医療福祉部 健康医療課 職員
- 14:25～ （休憩）
- 14:35～ 「健康経営のすすめ ～従業員の健康が企業利益をもたらす～」【講演】  
プール学院大学教授／大阪ガス（株）統括産業医 岡田邦夫 氏  
※講師略歴は、開催案内チラシを参照。  
※ストレスチェック制度などメンタルヘルス対策の具体的進め方も交えて講演。
- 16:20～ 閉式

当日の取材をお待ちしています

<添付資料>

- ・ **開催案内チラシ** ストレスチェック制度&健康経営セミナー
- ・ **参考** 滋賀県内の事業場におけるメンタルヘルスの状況

## 《解説》

### 1. ストレスチェック制度

【目的】 ストレスチェック制度は、

- ・労働者が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり
  - ・職場の状況を把握して、職場環境の改善につなげる
- ことで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

【概要】 企業は、年に1回以上、労働者へ自記式の調査票を配布するなど、労働者の自己のストレスチェックを行わなければなりません。チェック項目やチェック結果の評価方法は、医師や保健師などの意見を聴いて決める必要があります。

【留意事項】 労働者のプライバシー保護や不当な不利益取扱い（解雇等）の防止が、法律や厚生労働大臣指針で定められています。

【施行日、対象】 昨年6月23日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、今年12月1日から施行され、労働者数50人以上の事業場で義務化されます（50人未満の事業場は、当面の間、努力義務）。施行日（今年12月1日）以降、1年に以内に1回目の実施が必要です。

なお、平成26年「経済センサス（基礎調査）」（総務省統計局）によると、滋賀県内の50人以上の事業所数は2,096（うち民営1,889）。50人以上の事業所の従業員数は300,541人（うち民営270,573人）と、全体の670,943人（うち民営617,761人）の44.8%（民営では43.8%）を占めています。

【参考】 県内では、心の健康問題が理由で欠勤・休職した労働者がいる事業場、あるいはメンタルヘルス対策の措置（メンタルヘルスケア）が必要な労働者がいる事業場は41.0%にのぼっています。（平成24年滋賀労働局自主点検結果）（参考資料）

### 2. 健康経営

「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

【概要】 「健康経営」とは、経営者が従業員とコミュニケーションを密に図り、従業員の健康に配慮した企業を戦略的に創造することによって、組織の健康と健全な経営を維持していくことです。「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。[1]

【意義】 長期的なビジョンに基づき、従業員の健康を経営課題としてとらえて健康経営に取り組むということは、従業員の健康保持・増進、生産性の向上、企業イメージの向上等につながるものであり、ひいては組織の活性化、企業業績等の向上等にも寄与するものと考えられています。実際、いくつかの先行事例では、健康投資による効果が定量的に示されています。また、健康投資と企業業績との相関を示すデータもあります。[2]

出典[1]：特定非営利活動法人健康経営研究会ウェブサイト

出典[2]：「企業の「健康投資」ガイドブック」（経済産業省ヘルスケア産業課）

## 滋賀県内の事業場におけるメンタルヘルスの状況

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況について、平成24年9月現在、滋賀県下における常時使用する労働者の数が50人以上100人未満の事業場に対して、自主点検方式による調査を実施した結果を以下のとおり取りまとめた。

### 1 対象事業場数等

自主点検送付事業場数 753 事業場  
 回答事業場数 503 事業場  
 回答率 66.8%

### 2 調査方法及び調査期間

調査方法 郵送による調査  
 調査期間 平成24年9月1日の状況を、同年10月末までに回答を求めたもの。

### 3 自主点検票及び回答票

別添のとおり

### 4 自主点検結果

- ・ここ1年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場及び現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場について

ここ1年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場又は現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場	206	41.0%
① ここ1年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場	156	31.0%
② 現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場	154	30.6%
ここ1年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者も現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者もない事業場	297	59.0%
合 計	503	100.0%

(注：上記①、②には重複がある。また、無回答はない。)

#### 【結果】

心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる、現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいることのいずれか又は双方ある事業場は、41.0%であった。